

島原市教育委員会

議 案 集

- 第38号議案 島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則
- 第39号議案 令和5年度（令和4年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について
- 第40号議案 令和5年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について
- 第41号議案 令和5年度ふるさとにもどってこね奨学金ふるさと奨学生の決定について
- 第42号議案 令和6年度使用島原市立小学校教科書採択について

令和5年7月31日 定例会

第38号議案

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局職員職名規則（昭和31年島原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課または教育機関の指導主事ならびに事務職員にあつては、別表第1の左欄の補職名をおき、」を「職員の補職名は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第5条中「であつて」を「又は職務の性質等により教育委員会が」に改める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

令和5年7月31日提出

島原市教育委員会

教育長 堀口 達也

提案理由

職務の性質等により教育委員会が特に認めるときは、特例として職名を設定できるよう、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
<p>第4条 職員の補職名は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、<u>同表右欄の職名をもつてこれに充てる。ただし、必要と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>第5条 職名に関し法令その他特別の定めがあるもの又は職務の性質等により教育委員会が特に必要がある<u>と認められるものについては、第3条に定める職名のほか、別の職名を併せて用いることができる。</u></p>	<p>第4条 <u>課または教育機関の指導主事ならびに事務職員にあつては、別表第1の左欄の補職名をおき、同表右欄の職名をもつてこれにあてて。</u>ただし、必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 職名に関し法令その他特別の定めがあるものであつて、<u>特に必要がある</u>と認められるものについては、第3条に定める職名のほか、別の職名を併せて用いることができる。</p>	<p>【第4条1項の改正内容】 社会教育主事の記載がないことから文言の整理を行うもの</p> <p>【第5条の改正内容】 特例として教育委員会が特に認めるときは、職名を設定できるように整理するもの。</p>

(参考)

○島原市教育委員会事務局職員職名規則

昭和31年9月19日教育委員会規則第3号

島原市教育委員会事務局職員職名規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）

第18条及び同法施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定による島原市教育委員会事務局職員の職名については、この規則の定めるところによる。

第2条 この規則において、職員とは島原市職員定数条例（昭和24年島原市条例第36号）第2条第3号に定める教育委員会の事務部局の職員をいう。

第3条 職員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 指導主事
- (2) 社会教育主事
- (3) 事務職員
- (4) 技術員
- (5) 現業員
- (6) 会計年度任用職員

第4条 課または教育機関の指導主事ならびに事務職員にあつては、別表第1の左欄の補職名をおき、同表右欄の職員をもつてこれにあてる。ただし、必要と認める場合はこの限りでない。

2 特別の事務または業務に従事する者で特にその職務内容を明らかにする必要があるものについては、前条に定める職名のほか、別表第2のように職種名をおく。

第5条 職名に関し法令その他特別の定めがあるものであつて特に必要があると認められるものについては、第3条に定める職名のほか、別の職名を併せて用いることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際従前の例によりなされた職名の名称は、この規則によりなされたものとする。

附 則（昭和37年3月12日教委規則第2号）

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年6月15日から適用する。

附 則（昭和59年3月31日教委規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月7日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月6日教委規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月4日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則施行の際、現に「学校用務員」の職種名を有する者は、別に辞令を用いなくて「校務主事」に命ぜられたものとする。

附 則（平成5年4月20日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の島原市教育委員会事務局職員職名規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月16日教委規則第23号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月3日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教委規則第1号抄）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

3 この規則の施行の際、第5条の規定による改正前の島原市教育委員会事務局職員職名規則に基づく補職名で次の表の左欄に掲げる補職名を有する者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げるこの規則に基づく補職名に命ぜられたものとする。

課長	グループ長
課長補佐	副参事
係長	主任

附 則（平成22年4月1日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月24日教委規則第24号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日教委規則第4号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第5条の規定による改正前の島原市教育委員会事務局職員職名規則に基づく補職名で次の表の左欄に掲げる補職名を有する者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げるこの規則に基づく補職名に命ぜられたものとする。

副参事	課長補佐
主任	係長
副主任	主任

附 則（平成27年4月1日教委規則第9号）

（施行期日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教委規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

補職名	職名
教育次長	事務職員
課長	指導主事 社会教育主事 事務職員
参事	指導主事 社会教育主事 事務職員
課長補佐	指導主事 社会教育主事 事務職員
係長	指導主事 社会教育主事 事務職員
主任	指導主事 社会教育主事 事務職員
主査	指導主事 社会教育主事 事務職員
主事	指導主事 社会教育主事 事務職員
技師	事務職員
事務員	事務職員
技術員	事務職員
公民館長	社会教育主事 事務職員
公民館主事	社会教育主事 事務職員

社会教育主事補	事務職員
司書	事務職員

別表第2

区分	職種名
技術員に属するもの	栄養士
現業員に属するもの	校務主事
会計年度任用職員に属するもの	教育委員会が別に定めるもの

第 39 号議案

令和 5 年度（令和 4 年度事業分）教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

令和 5 年度（令和 4 年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価については、別紙報告書のとおりとする。

令和 5 年 7 月 31 日提出

島原市教育委員会
教育長 堀口 達也

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 4 年度中の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ市議会に提出し、公表するものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第40号議案

令和5年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

令和5年度島原市貸付型奨学金奨学生として、以下の者を決定する。

氏名	生年月日	性別	住所	学校名	学年

令和5年7月31日提出

島原市教育委員会

教育長 堀口 達也

提案理由

島原市奨学金貸付条例施行規則第7条第1項第1号の規定に基づき、奨学生審議委員会を経た奨学生の資格決定者について、島原市奨学金貸付条例第10条第1項の規定により、この議案を提出する。

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（奨学生の資格）

第5条 貸付型奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- （2） 高校等又は大学等に在学している者
- （3） 経済的理由により修学が困難である者
- （4） 学業成績が良好で品行方正である者

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

- 2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（資格決定等）

第10条 奨学生の資格の決定等は、審議委員会の審議を経て教育委員会が決定する。

- 2 略

島原市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（奨学金の対象者の要件）

第3条 条例第5条第3号又は条例第15条第3号に該当する者は、条例第3条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下である者とする。ただし、条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）又は条例第17条のふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）の審議を経て教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 条例第5条第4号に該当する高校等及び大学等の出願者は、それぞれ次の各号を満たす者とする。ただし、審議委員会の審議を経て教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
 - （1） 高校等の出願者 中学校又は高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.0以上
 - （2） 大学等の出願者 第1学年に在学する者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.5以上、第2学年以上に在学する者は、在学する大学等の学習成績が教育委員会が別に定める基準以上
- 3 条例第15条第4号に該当する出願者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が4.0以上の者とする。ただし、ふるさと審議委員会の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

(審議事項)

第7条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 条例第10条の規定による奨学生の資格決定等

(2)～(4) 略

2 略

3 略

第41号議案

令和5年度ふるさとにもどってこんね奨学金ふるさと奨学生の決定について

令和5年度ふるさとにもどってこんね奨学金ふるさと奨学生として、以下の者を決定する。

氏名	生年月日	性別	住所	学校名	学年

令和5年7月31日提出

島原市教育委員会

教育長 堀口 達也

提案理由

島原市奨学金貸付条例施行規則第7条第2項第1号の規定に基づき、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を経たふるさと奨学生の資格決定者について、島原市奨学金貸付条例第10条第1項及び第20条の規定により、この議案を提出する。

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（資格決定等）

第10条 奨学生の資格の決定等は、審議委員会の審議を経て教育委員会が決定する。

2 略

（ふるさと奨学生の資格）

第15条 ふるさとにもどってこんね奨学金（以下「ふるさと奨学金」という。）の貸付を受ける者（以下「ふるさと奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- （2） 大学等に在学している者（申請年度新入学した者に限る。）
- （3） 経済的理由により修学が困難である者
- （4） 学業成績が優秀で品行方正である者
- （5） 大学等を卒業後市内に帰郷し、就業する意志がある者

（ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（準用）

第20条 第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定は、ふるさと奨学金の貸付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

島原市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（奨学金の対象者の要件）

第3条 条例第5条第3号又は条例第15条第3号に該当する者は、条例第3条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下である者とする。ただし、条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）又は条例第17条のふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

2 条例第5条第4号に該当する高校等及び大学等の出願者は、それぞれ次の各号を満たす者とする。ただし、審議委員会の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限り

でない。

(1) 高校等の出願者 中学校又は高校等の学習成績の評定（５段階評価）の平均値が 3.0 以上

(2) 大学等の出願者 第 1 学年に在学する者は、高校等の学習成績の評定（５段階評価）の平均値が 3.5 以上、第 2 学年以上に在学する者は、在学する大学等の学習成績が教育委員会が別に定める基準以上

(3) 審議委員会の審議を経て教育委員会が第 1 号又は前号と同程度に学業成績が良好で品行方正であると認める者

3 条例第 15 条第 4 号に該当する出願者は、高校等の学習成績の評定（５段階評価）の平均値が 4.0 以上の者とする。ただし、ふるさと審議委員会の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

（審議事項）

第 7 条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

1 略

2 ふるさと審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 条例第 15 条の規定によるふるさと奨学生の資格決定等

(2) ～ (4) 略

3 略

第42号議案

令和6年度使用島原市立小学校教科書採択について

令和6年度使用島原市立小学校教科書採択について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年7月31日提出

島原市教育委員会

教育長 堀口 達也

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、及び義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第12条、13条第5項の規定により、令和6年度使用島原市立小学校教科書採択について提出するものである。

令和6年度島原・雲仙・南島原地区使用小学校教科用図書の採択について(案)

このことについて、先般の島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会において、下記のとおり採択候補が決定しましたので、採択権者である島原市教育委員会に採択案として提案するものです。

記

教科書 種 目	発行者		教科書名
	番号	略称	
国 語	38	光 村	国語
書 写	38	光 村	書写
社 会	2	東 書	新編 新しい社会
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	2	東 書	新編 新しい算数
理 科	2	東 書	新編 新しい理科
生 活	11	学 図	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ
音 楽	27	教 芸	小学生の音楽
図画工作	9	開隆堂	図画工作
家 庭	9	開隆堂	わたしたちの家庭科
保 健	2	東 書	新編 新しい保健
英 語	9	開隆堂	Junior Sunshine
道 徳	116	日 文	小学道徳 生きる力

※ 光村:光村図書出版 東書:東京書籍株式会社 開隆堂:開隆堂出版株式会社
 学図:学校図書株式会社 教芸:株式会社教育芸術社 帝国:株式会社帝国書院
 日文:日本文教出版株式会社

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

(採択地区)

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育書学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

第4項 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第17条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

第5項 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。